

# 福祉ネットNEWS

NO. 32 '14. 1. 30

議員控室：0797-77-2114

きよし福祉ネット

〒665-0816 宝塚市平井 2 丁目 15-1

Tel&fax：0797-82-3500

e-mail：kiyoshinet@jttk.zaq.ne.jp

井上きよしホームページ

<http://saka-ue.cside.com/j/kiyoshi/>

寒い日が続いておりますが、皆様どのように過ごされておられますか。インフルエンザ・ノロウイルスが流行していますが、お体には充分お気をつけください

さて、阪神大震災から19年が経ちました。私の58年の人生の中でも、あの日のことは忘れられないものです。多くの方々が尊い命を亡くされ、また心身に大きな傷を負われました。20年近く経って街は随分復興したかのように思われます。しかしあの日のこと、そして教訓を決して風化させてはならないと思っています。この19年間で下記のようにハード面のバリアフリーは少しずつ進んできました。心のバリアフリーはどうでしょうか？障害があっても、高齢になっても、決して劣っているわけでもかわいそうなわけでもありません。ひとりひとりが大切にされるべきであり、そしていろいろな可能性をもっているのです。スウェーデンでは障害の子どもが生まれたら、リハビリテーションならぬ「ハビリテーションセンター」を紹介され、子どもも親も、医師、看護師、ソーシャルワーカー、作業療法士、カウンセラーなど多方面から支援を受けながら成長してゆくシステムになっているそうです。（「ハビリテーション」とは、その人の権利を作ってゆくという意味です。）



仁川駅前前で議会報告会ご案内のピラ配り。広報広聴委員長として、議会改革に取り組んでいます（1/16）

心身がどんな状況にあろうとも、また、震災などどんな天災が起こっても、たとえ国の状況が変わっても、ひとりひとりの人生が大切にされる宝塚市でありたいものです。そのためにも私自身もまだまだやらなければならないことがあるように思います。

これからも皆様のご意見・ご要望をお寄せ下さい。ともにがんばってゆきたいと思っています。

井上きよし

## バリアフリーの街へ前進！市役所前の歩道橋が撤去

2010年6月議会で、市役所周辺道路の整備について一般質問をしました。（右の写真はその時の議会報告ニュースに掲載したものです）

長年、井上きよし氏が、市役所前の歩道橋の急勾配は高齢の方や身体に障害を持つ方、ベビーカーを利用する母親などに大変不便で危険であると訴え続けてきました。そしてついに、昨年秋から撤去工事が始まり、現在は横断歩道となりました。同時に歩道も広がり、歩行者と自転車がぶつかる心配が減ります。また、歩道がなかった末広公園側の向かいの道も歩道がつけられます。まだ工事中の箇所もあり、道路が整備されたばかりで、車も人も不慣れです。充分注意して渡して下さい。



撤去前の市役所前交差点（2010.6月）



2014年1月6日現在



# 議会報告

9月議会 一般質問（10月4日 75分間）

## 【質問1】

- ①厚生労働省は、要支援者向けサービスの見直し案を提示。全国一律の予防給付を市町村の地域支援事業に移す。サービス内容や料金も市町村の裁量とする。利用者の受給権があいまいになり、市町村や地域包括支援センターの業務量が膨大になると予測。介護予防施策の充実が重要。宝塚市発行の「いきいきガイドブック」に、ひとりひとりにあった介護サービスを選べるフローチャートなどを掲載してはどうか。
- ②要介護認定を受けていない65歳以上の方が利用できる事業とガイドブック記載の基本チェックリストの情報提供と活用方法
- ③40歳以上65歳未満の被保険者(16疾病以外の人)の健康対策への取組みと、市民への啓発事業内容は。
- ④認知症の早期発見・早期対応・進行を抑える為には、啓発や地域での支援が不可欠。市の現状と課題は。

答弁（以降(答)）

- ①市の専門職（保健師・栄養士・歯科衛生士・運動指導員・地域包括支援センター職員など）が介護予防教室等を実施。介護予防介護制度は、いきいきガイドブックへの表示方法を工夫していく。
- ②運動器機能向上や口腔改善、栄養改善プログラムの3事業。今後各市の取組状況や国の動向を注視し取り組む
- ③特定検診・がん検診の実施、検診受診者対象に健康講座開催。保健師の訪問指導事業も。毎年4月に健康センターだよりを発行。毎月公報たからづかに啓発記事を掲載。FM宝塚での啓発など。
- ④地域包括支援センターによる介護予防教室、認知症フォーラム開催。相談窓口を開設し、認知症地域支援推進員の役割兼務の職員配置。認知症サポーター養成講座を開催。

## 【質問2】

安倉南身体障害者支援センター内宿泊訓練室の施設使用料は1泊2日で3000円。介護費用は含まず。宿泊訓練室ではホームヘルパー等の利用ができず、介護などの費用は全額自己負担となるため、利用する場合高額な費用がかかる。これらが現在全く利用がない理由では。ガイドヘルパーの利用は可能か。

(答) 開設(2002年)当初は、利用者の家族の会からの支援制度があったが、制度が廃止された後、2009年からは利用がない。介護者にかかる費用の負担が大きいのが原因。ガイドヘルパーは屋外での移動支援。訓練室では室内での身体介護が主なサービスとなるので利用は想定していない。

## 【質問3】

障害者団体等からの宝塚市障害者総合福祉センターの設置要望について。

(答) 本市の課題であると認識。しかし厳しい財政事情につき、当面は既存施設を利用いただきながら、公共施設全般の整備を進めていく中で検討していく。

## 【質問4】

国の障害者基本計画(案)についての見解。宝塚市第4次障害者施策長期推進計画を見直しはないのか。計画策定の委員会の形態と、構成メンバーは。数値目標設定の資料は。アンケート・聞き取り等を実施するのか。

(答) 本案の内容を受け、国・県との連携を図り、人にやさしいまちづくりを推進。国の法律の見直しがあれば、必要に応じ見直しを検討し適切に対応。現在の計画は障害当事者など臨時委員7名を加えて策定。委員の構成は計画見直しの要否とあわせて検討。市民対象のアンケートを実施。計画策定の基礎資料として福祉活動団体、福祉サービス提供事業所等からヒアリング調査実施。資料作成は計画見直しの要否と合わせて検討していきたい。

12月議会 一般質問（12月11日 75分間）

## 【質問1】

ユニバーサル社会へ向けて、高齢者・障害者・宝塚市を訪れる観光客や外国人等が、交通や街の施設の情報などを、スマートフォンなどの端末で誰でもいつでも知ることができる「歩行者移動支援サービス」を導入する考えはあるのか。

(答) 市内一部旅館で、ホームページでバリアフリーの部屋を紹介。手塚治虫記念館・ナチュラルスパ宝塚では、来場者の状況や要望を直接聞いて対応。社会福祉協議会ではバリアフリーマップ更新予定。交通バリアフリー重点整備地区基本構想は一定の成果上がる。市内道路のバリアフリー化は90%超。今後整備水準の向上に取り組む。

## 【質問2】

- ①自立支援協議会が発足して5年目。障害者権利条約批准に向け国内法が整備されたが、全体会での対応、専門部会での検討はどのようにしているか。
- ②サービス等利用計画(障害児支援利用計画)は、平成26年度末までに利用者に作成することとなっている。進捗状況は。相談支援事業の運営評価・具体的な困難事例への対応・地域の関係機関とのネットワークの構築などの役割を果たしているのか。
- ③西宮市のような専門機関的な役割を果たす基幹相談支援センターが宝塚市でも必要であると考えますが、設置しないのはなぜか。

- (答) ①自立支援協議会は情報の共有と発信・ネットワークの調整・社会資源の開発、改善・障害福祉サービス事業の従事者資質向上に関する事を審議するために設置。
- ②定期的に特定相談事業所連絡会を開催し、計画相談の慎重状況を把握するとともに、困難ケースの対応協議し、対象者の生活状況に応じた計画を作成できるよう対応。本市は当初予定した件数の計画相談を行っている(12月9日現在進捗率44%)。
- ③基幹相談支援センター設置には、各相談支援事業者(権利擁護・虐待防止等)への専門的指導ができる人材や財源の確保などの課題があり、検討に時間を要する。

## 【質問3】

平成23年6月議会の一般質問でさいたま市の障害者差別禁止に関する条例について紹介した。市長は「協議会を設置し、具体的にすすめていく」と答弁した。その後どのような検討をしたか。別府市でも条例制定し、骨格は自立支援協議会が作成。先進例について市の考えは。

(答) 国の法律が整備されてきた。今後は国の動向を注視し、施策の策定及び障害のある方との協働で審議する場を設置する等、適切に対処する。

## 【質問4】

医学的専門用語は高齢者や聴覚障害者にはその場での理解が難しい。要約筆記は筆記物を本人に渡せない決まり。医学的知識のあるコミュニケーション支援者が必要では。

(答) 手話通訳者が院内に常駐。医療従事者が患者に説明。総合案内でも適切に対応。患者個人のモバイル端末等へのデータ転送は、システムや個人情報保護の面から困難。納得してもらえるよう丁寧に対応していく。

※お詫びと訂正

前号(No.31)の議会報告で、質問日を「6月25日」と記載しましたが、「6月26日」の誤りでした。お詫びし、訂正いたします。



## ☆障害福祉サービスを利用している皆様へ

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成・提出が、順次行われています。

障害者総合支援法で、2012年度から3年間かけて、障害福祉サービスを利用している人全員にサービス等利用計画案を作成し、それに沿って支給決定されることになりました。

サービス等利用計画案は、いわばその人の人生や生活の「設計図」です。自分が描く生活を実現するために、どのようなサービスや支援が必要なのかを、相談支援員が受け止め、作成していきます。計画書があれば、それぞれのサービス事業所が連携して支援を行うことができます。利用計画案は、とても重要であるので、しっかり相談し、作成してもらう必要があります。

(しかし、決められた期限に多くの相談支援が集中しているため、慌しく作成し提出するのが現実です。)

### ～手続き・相談の流れ～

#### ①市から「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画提出依頼書」が送られてきます。

同封している「宝塚市指定事業者一覧」のいずれかに連絡し、面談の約束をします。

(2014年1月現在、18歳以上対象事業所4箇所、18歳未満対象事業所5箇所です。

但し、事業所によっては相談数が満杯で受け付けてもらえない場合もあります。)

#### ②約束した相談日時に相談支援専門員と面談します。(自宅などへの訪問も可。本人不在でも可)

相談時に、市から送られてきた書類の他に、障害者手帳・福祉サービス受給者証・印鑑等が必要です。

※今までの生育歴・現在の状況・これからの生活について本人や家族の希望などの話があるので、今までの記録(サポートファイル・たからっ子ノート等)があれば便利です。

(面談当日に本人が不在のときは、後日施設や職場などに本人と面談する機会を持ちます)

#### ③指定事業所と計画作成の契約をし、後日、作成した計画書の確認をします。

#### ④書類を提出します。

計画案と提出の書類は、契約した事業所が代理で提出しますので、市役所に行く必要はありません。

・市は計画案をもとに、サービスの支給決定を行い、受給者証を発行します。その後、定期的な見直し(モニタリング)が行われ、必要ならばサービスの変更や追加を行います。

※ 市から書類が送られてきてから提出まであまり時間がないので、早めの行動が必要です。

※ 自分で書類作成(セルフプラン)もできます。(市役所にお問合せ下さい)

※ もし、相談する指定事業所がない等、困ったことや質問があれば

宝塚市役所 障害福祉課 TEL0797-77-9110 FAX 0797-72-8086

まで